

第2次竹田市地域福祉計画 第3次竹田市地域福祉活動計画

概要版



竹 田 市
竹田市社会福祉協議会

基本理念

「住民一人ひとりが、その人らしく 地域で安心していきいきと暮らし、 共に支えあう住みよいまち・たけた」をめざして

第2次竹田市地域福祉計画及び第3次竹田市地域福祉活動計画では「地域福祉」の考え方を各分野に取り入れ、「住民一人ひとりが、その人らしく地域で安心していきいきと暮らし、共に支えあう住みよいまち・たけた」を基本理念として、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける仕組みづくりや実践について体系的にまとめ、地域と行政、社会福祉協議会、民間、NPO等の「協働」によるこれからの取組みの指針とするものです。

さらに、東日本大震災や平成24年7月九州北部豪雨、平成28年4月熊本地震によるボランティアセンターやボランティアベースキャンプの活動経験を活かし、防災の理念に基づく支え合いの仕組みづくりや民間との連携など、新たな福祉の役割や意義についても本計画の中で位置づけを行います。



写真 平成24年九州北部豪雨被災時のボランティアセンター

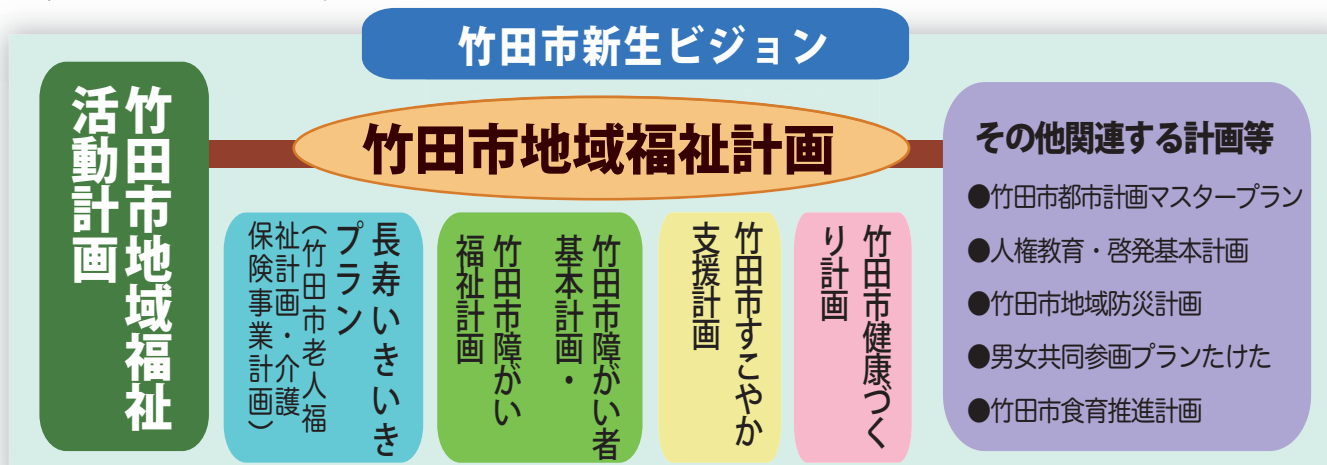
計画の期間

第2次竹田市地域福祉計画及び第3次竹田市地域福祉活動計画は、平成29年度を初年度とし、平成33年度までの5年間を計画期間とします。

また、社会状況の変化や国・県における地域福祉施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

関連計画との連携

本計画は、竹田市新生ビジョンの地域づくりの方向性を受け、本市の各関連計画と連携しながら、計画を進めていきます。



計画の体系

基本目標 1 地域住民が主体的に支え合う、 人づくり仕組みづくりをめざします

基本方針 1 小地域福祉活動の推進

基本方針 3 ボランティアの支援体制づくり

基本方針 2 住民による見守り活動の実施

基本方針 4 福祉の啓発・学習の充実

基本目標 2 誰もが安心して暮らせる サービスの提供をめざします

基本方針 1 包括的支援事業の推進

基本方針 4 在宅福祉サービス事業の推進

基本方針 2 相談体制の充実

基本方針 5 子育て支援事業の推進

基本方針 3 生活困窮者の自立支援の充実

基本目標 3 誰もがいきいきと暮らせる生涯現役、 元気な地域づくりをめざします

基本方針 1 生涯現役をめざした地域福祉の推進

基本方針 2 民間との連携による地域福祉の推進

自 助

【住民一人ひとりができること】

できることを自分の努力で行うこと

互 助 共 助

【地域でできること】

隣近所や地域住民同士が思いやりを持ち、自発的に互いに支え合うことや、地域コミュニティ（地域の様々な単位の組織）の中でシステム化された支援活動

公 助

【行政ができること】

個人や地域社会では解決できない問題への取組みや解決を行います

協 働

【住民と多様な関係機関・団体等が 連携してできること】

いろいろな取組みを住民・事業所・社会福祉協議会・行政・民間など異なる主体同士が協力して行うこと

基本目標 1

地域住民が主体的に支え合う、 人づくり仕組みづくりをめざします

基本方針 1 小地域福祉活動の推進

①顔が見える地域づくり体制の構築・推進

自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none">●地域福祉活動の理解を深め、地区社協や地区の活性化を目的とする集まりに積極的に参加・協力します。●顔の見える関係をつくり、生活課題等の解決に向け、地域の担い手として協力します。
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none">●生活課題等の情報共有を図ると共に、新たな活動を生み出す柔軟性と実行に移すために、「よっちはなそう会」に協力します。
行政が取組むこと	<ul style="list-style-type: none">●関係団体等との連携による見守り活動を推進していきます。●障がい者や多世代間交流を促進する取組みや、地域で子どもを見守る仕組みづくりを推進します。●暮らしのサポートセンターの活動及び地区社協の活動を支援します。●ささえ愛フォーラムを開催します。●各地区の活動支援や「よっちはなそう会」で出た課題解決に向け積極的に取り組みます。
社会福祉協議会が取組むこと	<ul style="list-style-type: none">●「よっちはなそう会」の取組みや地区社協の活動を支援します。

②災害に備えた円滑な支援活動の推進

自分や家族ができること	<ul style="list-style-type: none">●防災に対する意識を持ち、避難訓練等に積極的に参加することで、災害時の円滑な行動に結びつけます。●非常用持出品の準備をするとともに、日頃から助け合う関係づくりを進めます。
地域においてできること	<ul style="list-style-type: none">●避難行動要支援者を把握し、名簿登録を勤めるとともに、自主防災組織の活動を活発化し、災害時に支援できるよう努めます。●災害発生を想定し、避難経路、避難場所を確認します。●災害発生時に、福祉避難所での情報を関係機関につなぎます。
行政が取組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域の指定避難所、福祉避難所や避難勧告等の情報伝達の仕組みについて市民への周知に努めます。●迅速な避難行動ができるよう竹田市防災訓練等を実施します。●竹田市地域防災計画を策定し、避難行動要支援者の名簿作成や避難行動支援の取組みを行うとともに、福祉避難所の拡充や災害救助物資の備蓄に努めます。
社会福祉協議会が取組むこと	<ul style="list-style-type: none">●常日頃から災害に対する備えや、災害ボランティアセンターの運営等に向け強化します。●要援護者支援システムを活用するため、関係機関と情報共有します。●福祉避難所が設置された場合、その運営の支援を行います。

基本方針 2 住民による見守り活動の実施

① 地域住民による見守りの充実

自分や家族ができること	●隣近所とのつきあいを大切にし、必要に応じて助けを求めます。
地域においてできること	●見守りが必要な人等の情報を共有し、行政や地区社協等につなぎます。 ●福祉委員等の活動を活発化させ、地域の安心・安全体制を作ります。
行政が取組むこと	●地域住民の見守りや自主防災組織等による活動を支援します。
社会福祉協議会が取組むこと	●民生委員児童委員、福祉委員等と連携して、福祉の実態と福祉ニーズの把握に努めます。

② 行政や専門委員等との連携による解決方策の推進

自分や家族ができること	●困っている人に目を向け、福祉委員等の活動者につなぎます。
地域においてできること	●生活課題を抱えている人の状況を把握し、地域包括支援センター（つるかめ）等の専門機関と連携を図ります。
行政が取組むこと	●公的相談機関や暮らしのサポートセンター等の情報を提供します。 ●民生委員児童委員、自治会の定例会等にて、課題解決のための情報提供を行い具体的な方策につなげます。
社会福祉協議会が取組むこと	●「よっちはなそう会」等で課題の解決方法を住民と検討します。

基本方針 3 ボランティアの支援体制づくり

自分や家族ができること	●ボランティアや NPO 等の活動に積極的に参加します。
地域においてできること	●世代間交流等について、情報提供やマッチング等を支援しボランティア活動に参加するとともに、ボランティアや NPO との連携を図ります。
行政が取組むこと	●地域課題の解決に向け、市社協等と連携をとり、横断的な対応を調整します。 ●暮らしのサポートセンター等の仕組みづくりを支援します。
社会福祉協議会が取組むこと	●ボランティア活動保険の加入促進や、各種ボランティア団体の充実を図ります。

基本方針 4 福祉の啓発・学習の充実

自分や家族ができること	●福祉に関心を持ち、支え合い、助け合いの活動に積極的に参加します。
地域においてできること	●地区での、支え合い助け合いの気持ちを深めるように努めていきます。
行政が取組むこと	●高齢者や、障がい者への理解を深めるための機会を提供して行きます。
社会福祉協議会が取組むこと	●市との共催で福祉大会を実施します。 ●広報の充実に努めます。 ●高齢者や障がい者等に対しての理解を深める機会を提供します。

基本目標 2

誰もが安心して暮らせる サービスの提供をめざします

基本方針 1 包括的支援事業の推進

自分や家族ができること	●近隣の声かけ見守りを行い、自立した生活が送れるように介護予防に努めます。
地域においてできること	●支えあいの輪をひろげ、介護予防のために住民の社会参加等に努めます。
行政が取組むこと	●地域包括ケアシステム構築に向け、計画を策定し実施に努めます。 ●各関係機関と連携し、新しい仕組みづくり、地域づくりに努めます。
社会福祉協議会が取組むこと	●竹田市地域包括支援センター（つるかめ）の機能強化を図り、健全な運営に努めます。

基本方針 2 相談体制の充実

行政が取組むこと	<ul style="list-style-type: none">●高齢者の総合的な相談支援として、地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職等が連携し援助します。●障がい者またはその家族からの、様々な相談に応じ助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行います。●障がい児者またはその家族が抱える課題解決に向けた協議を行い地域で安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。●障がい者等が日常生活または社会生活を営むために、必要な障がい福祉サービスに係る給付やその他支援等を行います。●母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の父・母や寡婦の相談に対応します。●子育てに関する不安や悩みを持っている親子に対し相談や、子育てへの負担感の緩和等を実施するとともに、子育て支援関係団体との連携を図ります。●生活や仕事に不安を抱え、経済的に困窮している人等に対し、課題解決に向け関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。●配偶者等からの暴力に悩んでいる人の相談に応じ、配偶者暴力相談支援センター等と連携して被害者の保護や自立支援を行います。●こころの健康や統合失調症、気分障がい等について保健師が相談に応じます。●同和問題、女性に関する問題等様々な人権問題に関する相談に応じ、差別のない社会に向け啓発を行います。
社会福祉協議会が取組むこと	●相談機能の充実を図り、課題解決に向け迅速かつ丁寧な対応を行います。

基本方針3 生活困窮者の自立支援の充実

自分や家族ができること	●生活に困窮したり、困窮に至る前に各種機関に相談したり、行政等に知らせます。
地域においてできること	●日頃の見守り等を通じ、生活困窮者の発見に努め、専門機関等につなぎます。
行政が取組むこと	●生活困窮者の相談窓口を設置・運営し、実態と課題の把握に努め支援の充実を図るため、専門機関等と連携を図ります。 ●官民協働による、地域の支援体制を構築し、生活困窮者を包括的に支援します。
社会福祉協議会が取組むこと	●関係機関等と連携しながら、自立に向けた支援に努めます。

基本方針4 在宅福祉サービス事業の推進

行政が取組むこと	●地域包括支援センター（つるかめ）がワンストップ窓口になり、福祉サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。
社会福祉協議会が取組むこと	●介護保険法等に基づきサービスの提供を行います。 ●自立支援や要介護状態への進行防止のためのサービスを提供します。

基本方針5 子育て支援事業の推進

自分や家族ができること	●子育て世帯へ積極的に支援を行います。
地域においてできること	●地域による子育ての仕組みづくりを支援します。
行政が取組むこと	●子育てサポートセンターの活動支援や、子育てサポーターの育成を図り、子育てによる困りごとを、地域全体で支える体制を構築します。 ●子育て支援拠点の事業を推進します。
社会福祉協議会が取組むこと	●保育コーディネーターの養成等、子育て支援に積極的に取り組みます。 ●病児保育事業「すずめの子たけた」の充実を図ります。

基本目標3

誰もがいきいきと暮らせる生涯現役、 元気な地域づくりをめざします

基本方針1 生涯現役をめざした地域福祉の推進

自分や家族ができること	●これまでの経験や知識を活かすため、社会参画や地域活動に関わり、生涯現役を目指します。
地域においてできること	●地域住民の持つ知恵と行政等をつなぐ取組みを行います。 ●地元の人が知らない地域資源のとりまとめを行います。
行政が取組むこと	●地域の良さを掘り起こし、地域における活躍の可能性を広げます。 ●シルバー人材センターや暮らしのサポートセンター等の充実を図ります。
社会福祉協議会が取組むこと	●地域住民が相談しやすい窓口として、地区社協や行政と連携し、生涯現役社会の支援を行います。

基本方針2 民間との連携による地域福祉の推進

自分や家族ができること	●自分でできる社会貢献に取組み、寄付制度について理解を深めます。
地域においてできること	●社会福祉協議会や赤い羽根共同募金等の寄付への協力を呼びかけます。
行政が取組むこと	●行政と民間と地域の協働による、地域福祉の推進や地域福祉を行う受け皿となる体制づくりを行います。 ●住民の寄付文化の醸成に努め、募金活動等の支援を行います。 ●企業のCSRの取り組みの誘致を進めます。
社会福祉協議会が取組むこと	●NPOや民間の活動を取りまとめ、効果的な事業の実施を行うとともに、企業等からボランティアを受け入れる仕組みの検討を行います。



生きがいサロン参加者の皆さん



姫岳地区避難訓練

第2次竹田市地域福祉計画 第3次竹田市地域福祉活動計画

発行年月 平成29年3月

発行者 竹田市/竹田市社会福祉協議会

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

電話 0974-63-1111(代表) FAX 0974-63-0988